該比較対象取引等の財務情報を含む。）」を加え、同条第二項中「第六十六条の四第十五項に」を「第六十六条の四第十九項に」に改め、同項第一号中「第六十六条の四第十五項」を「第六十六条の四第十九項」に、「この条」を「この項」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「第六十六条の四第十五項」を「第六十六条の四第十九項」に改め、同項第五号中「同条第十五項」を「同条第十九項」に改め、同項第六号中「第六十六条の四第十五項」を「第六十六条の四第十九項」に、「当該法人に係る国外関連者の本店若しくは主たる事務所の所在する国」を「我が国以外の国若しくは地域」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2　法第六十六条の四第六項の法人は、前項各号に掲げる書類を整理し、起算日から七年間（欠損金額が生じた事業年度に係る当該書類にあつては、十年間）、当該書類を納税地又は当該法人の国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下この項において「納税地等」という。）に保存しなければならない。この場合において、当該書類のうち納税地等に保存することを困難とする相当の理由があると認められるものについては、当該書類の写しを納税地等に保存していることをもつて当該書類を納税地等に保存しているものとみなす。

3　前項に規定する起算日とは、法第六十六条の四第六項の規定により第一項各号に掲げる書類を作成し、又は取得すべきこととされる事業年度の法人税法第七十四条第一項又は第百四十四条の六第一項若しくは第二項の規定による申告書の提出期限の翌日をいう。

4　法第六十六条の四第七項第二号に規定する財務省令で定める資産は、無形固定資産その他の無形資産とする。

5　法第六十六条の四第八項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類は、第一項各号に掲げる書類に記載された内容の基礎となる事項を記載した書類、同項各号に掲げる書類に記載された内容に関連する事項を記載した書類その他同条第八項に規定する同時文書化対象国外関連取引に係る独立企業間価格を算定する場合に重要と認められる書類とする。

6　法第六十六条の四第九項に規定する財務省令で定める書類は、第一項各号に掲げる書類に相当する書類、同項各号に掲げる書類に相当する書類に記載された内容の基礎となる事項を記載した書類、同項各号に掲げる書類に相当する書類に記載された内容に関連する事項を記載した書類その他同条第九項に規定する同時文書化免除国外関連取引に係る独立企業間価格を算定する場合に重要と認められる書類とする。

第二十二条の十の二第二号中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「同条第二十一項」を「同条第二十五項」に改め、同条第三号中「第六十六条の四第十七項第三号」を「第六十六条の四第二十一項第三号」に改める。

第二十二条の十の三第一項中「第六十六条の四の三第十一項において準用する法第六十六条の四第六項」を「第六十六条の四の三第四項」に改め、同項第一号中「この項」の下に「及び第七項第二号」を加え、同号ロ中「この条」を「この号及び第七項第二号」に改め、「おそれをいう」の下に「。ロにおいて同じ」を、「事項」の下に「（当該外国法人の事業再編（合併、分割、事業の譲渡、事業上の重要な資産の譲渡その他の事由による事業の構造の変更をいう。ロにおいて同じ。）により当該内部取引において当該外国法人の恒久的施設若しくは本店等が果たす機能又は当該内部取引において当該外国法人の恒久的施設若しくは本店等が負担するリスクに変更があつた場合には、その事業再編の内容並びにその機能及びリスクの変更の内容を含む。）」を加え、同号ホ中「した額」の下に「の明細、当該対価の額とした額」を、「書類」の下に「並びに当該対価の額とした額に係る独立企業間価格（法第六十六条の四の三第一項に規定する独立企業間価格をいう。以下この条において同じ。）の算定の方法及び当該内部取引（当該内部取引と密接に関連する他の取引（他の内部取引を含む。）を含む。）に関する事項についての我が国以外の国又は地域の権限ある当局による確認がある場合（同項の外国法人の納税地を所轄する国税局長又は税務署長による確認がある場合を除く。）における当該確認の内容を記載した書類」を加え、同号ヘ中「明細」の下に「並びに当該損益の額の計算の過程」を加え、同号ト中「分析」の下に「（当該市場の特性が当該内部取引に係る対価の額とした額又は損益の額に与える影響に関する分析を含む。）」を加え、同号チ中「方針」の下に「及び組織の系統」を加え、同号リ中「含む」の下に「。リにおいて同じ」を加え、「その内容」を「その取引の内容並びにその取引が当該内部取引と密接に関連する事情」に改め、同項第二号中「（同項に規定する独立企業間価格をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同号イ中「方法」の下に「、その選定に係る重要な前提条件」を加え、同条第二項中「第六十六条の四の三第十一項」を「第六十六条の四の三第十四項」に、「第六十六条の四第十五項」を「第六十六条の四第十九項」に改め、同項第一号中「本店等の」を削り、同項第二号中「取引種類別」を「内部取引の種類別」に改め、同項第四号中「当該外国法人の本店等の所在する国」を「我が国以外の国若しくは地域」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2　法第六十六条の四の三第四項の外国法人は、前項各号に掲げる書類を整理し、起算日から七年間（欠損金額が生じた事業年度に係る当該書類にあつては、十年間）、当該書類を納税地又は当該外国法人の国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下この項において「納税地等」という。）に保存しなければならない。この場合において、当該書類のうち納税地等に保存することを困難とする相当の理由があると認められるものについては、当該書類の写しを納税地等に保存していることをもつて当該書類を納税地等に保存しているものとみなす。

3　前項に規定する起算日とは、法第六十六条の四の三第四項の規定により第一項各号に掲げる書類を作成し、又は取得すべきこととされる事業年度の法人税法第百四十四条の六第一項の規定による申告書の提出期限の翌日をいう。

4　法第六十六条の四の三第五項第二号に規定する財務省令で定める資産は、無形固定資産その他の無形資産とする。

5　法第六十六条の四の三第六項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類は、第一項各号に掲げる書類に記載された内容の基礎となる事項を記載した書類、同項各号に掲げる書類に記載された内容に関連する事項を記載した書類その他同条第六項に規定する同時文書化対象内部取引に係る独立企業間価格を算定する場合に重要と認められる書類とする。

6　法第六十六条の四の三第七項に規定する財務省令で定める書類は、第一項各号に掲げる書類に相当する書類、同項各号に掲げる書類に相当する書類に記載された内容の基礎となる事項を記載した書類、同項各号に掲げる書類に相当する書類に記載された内容に関連する事項を記載した書類その他同条第七項に規定する同時文書化免除内部取引に係る独立企業間価格を算定する場合に重要と認められる書類とする。

第二十二条の十の四を第二十二条の十の六とし、第二十二条の十の三の次に次の二条を加える。

（特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供）

第二十二条の十の四　法第六十六条の四の四第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定多国籍企業グループ（法第六十六条の四の四第四項第三号に規定する特定多国籍企業グループをいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の構成会社等（法第六十六条の四の四第四項第四号に規定する構成会社等をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の居住地国（法第六十六条の四の四第四項第八号に規定する居住地国をいう。以下この項、第九項及び次条第一項第十二号において同じ。）（居住地国以外の国又は地域に所在する当該構成会社等に係る恒久的施設又はこれに相当するものを通じて行われる事業から生ずる所得に対し、当該国又は地域において課される法人税又は法人税に相当する税がある場合には、当該国又は地域を含む。次号において「居住地国等」という。）ごとの収入金額（当該特定多国籍企業グループの構成会社等と当該特定多国籍企業グループの他の構成会社等との間の取引に係る収入金額